

社会医療法人 貞仁会 新札幌ひばりが丘訪問看護ステーション  
訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス

## 契 約 書

(契約の目的)

第1条 社会医療法人 貞仁会 「新札幌ひばりが丘訪問看護ステーション」(以下、「事業所」という)は、介護保険法、老人保健法等に定めるところにより、病気やけが等により家庭において継続して療養され、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者(以下、「利用者」という)が、その居宅において、その有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるよう利用者に対し、訪問看護サービス及び介護予防サービスを提供し、一方、利用者又は契約代行者は当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることをこの契約の目的とする。

(契約期間)

第2条 この契約書の契約期間は、以下のとおりとする。

1) 介護保険法の定めによる利用者は、契約日より現に利用者が認定されている要介護認定の有効期間満了日とする。

ただし、契約満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとする。また、期間満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとする。

2) 老人保健法等の定めにより、利用を希望される方は、本条3項及び、第3条により契約を解除した日までとする。

ただし、老人保健法等の定めにより利用していた者が、介護保険法の定めにより利用するようになった場合は新たに契約を変更することにする。

3) 利用料金の変更、契約代行者に変更があった場合は、新たに契約を変更することにする。

ただし、厚生労働省令による介護報酬等の変更の場合は除く。

(契約の満了)

第3条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は満了する。

1) 第4条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

2) 第5条に基づき、事業所から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

3) 利用者が介護保険施設に入所したとき。ただし短期入所を除く。

4) 介護保険法での利用者の要介護認定区分が、自立とされた場合。

ただし、引き続き老人保健法等での利用を希望する場合は、新たに契約をする。

5) 利用者が死亡したとき。

(利用者からの契約の解除)

第4条 利用者は、事業者に対して、いつでもこの契約の解除を申し入れることができる。この場合には、14日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に本契約は解約するものとする。なお、介護保険での利用の場合、利用者および契約代行者は速やかに利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとする。

(事業所からの契約の解除)

第5条 事業所は次に掲げる場合、訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの利用を解除・終了することとする。

- 1) 利用者及び契約代行者が、本契約に定める料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを催促したにも拘らず30日間以内に支払われない場合。
- 2) 事業所に対して、利用者が非協力的など、利用者及び事業所間の信頼関係を損壊する行為をなし改善の見込みがないため、この契約の目的を達成することが不可能になったときは、30日以上の予告期間をもって理由を示した文書で通知することにより契約を解除する。

(利用料金)

第6条 利用者及び契約代行者は連帯して、事業所に対し本契約に基づく訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの対価として、別紙(料金表)の料金をもとに計算された月毎の合計額及び、利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる金額の合計額を支払う義務がある。

2. 事業所は、利用者及び契約代行者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書を、原則として毎月15日までに送付し、利用者及び契約代行者は連帯して、事業所に対し、当該合計額を原則として毎月30日迄に支払うものとする。尚、支払いの方法は原則として、郵便振込、または、事業所が指定する銀行口座への振込みか口座振替とする。

3. 事業所は、利用者又は契約代行者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び契約代行者に領収書を発行する。

(賠償責任)

第7条 事業所は、訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供にあたって、事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償する。

2. 利用者の責に帰すべき事由によって事業所が損害を被った場合、利用者及び契約代行者は連帯して、事業所に対してその損害を賠償するものとする。

(秘密保持)

第8条 事業所及び事業所の職員は、利用者に対しサービスの提供にあたって知り得た利用者及び契約代行者に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合などを除き、契約中及び契約終了後も洩らすことはしない。

2. ただし、次の各号については、事業所は予め利用者又は契約代行者の同意を得て、利用者及び契約代行者の個人情報を提供することができる。

- 1) サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- 2) サービスの質の向上のための、学会、研究会等での事例研究発表等。尚、この場合も事業所は利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。

#### (記録の整備)

- 第9条 事業所は、利用者に対する訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日より5年間保存する。
2. 事業者は、利用者または利用者の家族に対し、いつでも保管する利用者に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じる。ただし、謄写の実費を請求することがある。

#### (訪問看護計画)

- 第10条 事業者は、ご利用者様の日常生活の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って、「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合は、ご利用者様に説明し同意を得たうえで交付いたします。
2. 事業者は、ご利用者様がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画(ケアプラン)」の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。
  3. 事業者は、ご利用者様が「居宅サービス計画」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

#### (個人情報保護)

- 第11条 事業者は、個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、ご利用者様やご家族に関する情報を適正に保護します。
2. 事業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様やご家族に関する個人情報については、ご利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
  3. あらかじめ文書によりご利用者様やご家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
  4. 事業者は、業務上知り得たご利用者様やご家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、看護師等の退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。
  5. 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、第11条の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努めます。

#### (高齢者虐待防止について)

- 第12条 事業者は、ご利用者の人権擁護、虐待防止のための責任者（責任者は管理者とします）を設置し、必要な体制の整備を行うとともに、看護師等に対し研修を実施する等の措置を講じます。

(契約に定めのない事項)

第13条 この契約に定めのない事項は、介護保険法令・老人保健法その他諸法令に定めるところにより、利用者又は契約代行者と事業所が、協議していくこととする。

(サービスにあたっての禁止事項)

第14条 職員に対する暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

2 パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

パワーハラスメント例

- ・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く、服を引きちぎる等
- ・怒鳴る、奇声、大声、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求等

セクシャルハラスメント例

- ・必要もなく体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話をする、手を握る等

3 無断で職員の写真や動画を撮影すること、また、無断で録音を行うこと。

4 その他全各号に準ずる行為。

上記行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中  
止や契約を解除する場合があります。

附則

この契約は、利用者（契約代行者）と事業所の了解・合意のもとで実施されるものとし、契約  
内容了解とする署名、捺印を交わすこととする。

(利用者)

私は、この契約書に基づく訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの契約をします。

年 月 日

サービス利用者

住 所  
氏 名  
電 話

印

契約代行者

住 所  
氏 名  
電 話

印

利用者との続柄

<契約第6条の請求書及び領収書の送付先>

利用者の住所と同じ場合は省略して差し支えありません。

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

利用者との続柄 \_\_\_\_\_

(事業所)

私は、訪問看護（介護予防訪問看護）の事業者として利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスに責任をもって行います。

事業者

所 在 地 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目12番40号  
ウエルフェアセンター2階

事 業 者 名 社会医療法人 貞仁会

事 業 所 名 新札幌ひばりが丘訪問看護ステーション

事業所番号 0160590196

代 表 者 名 理事長 高橋 大賀

電 話 011-802-8235 FAX 011-802-8236